

鹿児島県弁護士会 ニュース

〈災害時Q&A集〉

困ったときの窓口編

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

※ 本書面の情報は2025年9月15日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい。

一定の要件を満たせば、生活費の貸付(緊急小口貸付)や、家賃支払いの支援(住宅確保給付金)を受けられる可能性があります。

詳しくは各市町村の社会福祉協議会まで。

■ り災証明書とは何か。これがあるとうなるのか。

り災証明書とは、市町村が、地震や風水害等の被害に遭われた方からの申し出により、建物・家財道具・自動車等の被害状況の調査を行い、その調査結果に基づき発行する証明書で、各種支援等を利用する際使用されます。

申し出の際には、あらかじめ被害状況を写真に撮る等、証拠を残しておくことも大切です。

詳しい発行手続は各市町村の担当窓口にご確認ください。

※なお、火災によるり災証明書については各消防署で発行します。

2 支払の問題

■ 公共料金はとうなるか。

電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話等について、料金支払期限を延ばしたり免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 年金や健康保険料の支払はとうなるか。

東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納期限が延長されました。

国民年金についても、支払が困難な場合は市町村や以下の各年金事務所に相談してください。

鹿児島北	099-225-5311	鹿児島南	099-251-3111
加治木	0995-62-3511	鹿屋	0994-42-5121
川内	0996-22-5276	奄美大島	0997-52-4341

■ 税金の支払はとうなるか。

納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については、以下の各税務署に確認してください。

鹿児島	099-255-8111	伊集院	099-273-2541
出水	0996-62-0200	指宿	0993-22-2548
大島	0997-52-4321	大隅	099-482-0007
加治木	0995-62-2161	鹿屋	0994-42-3127
川内	0996-22-2830	種子島	0997-22-0440
知覧	0993-83-2411		

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、鹿児島財務事務所(099-226-6155)に確認してください。

また、市町村民税・固定資産税・軽自動車税などについては、各市町村の税務課に確認してください。

■ 住宅ローンを支払う余裕がない。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン支払いの免除・減額を受けられることがあります。

金融機関に相談する前に、まずは弁護士会に相談することをお勧めいたします。

3 保険・共済の問題

■ 保険金はもらえないか。

保険(共済)の契約内容によって、保険金が支払われるか否かが異なりますが、見舞金などが支払われる場合もありますので、一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみましょう。

なお、どの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせてみてください。

- ・災害救助法が適用された地域の方は
損害保険:「自然災害損保契約照会センター」0570-001830
生命保険:「災害地域生保契約照会センター」0120-001731
- ・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった。

車両保険は、原則として、地震・噴火・(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険(車両損害)担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか?

東日本大震災や熊本地震の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めました。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どの保険会社と契約しているか分からないときは、災害救助法が適用された地域の方は以下に問い合わせてください。

「災害地域生保契約照会センター」0120-001731

4 紛失物の問題

■ 身分証明証がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

住民票は、市町村で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは各市町村の担当窓口へ。

運転免許証は、鹿児島県交通安全教育センター(099-266-0111)や住所所在地を管轄する各警察署で再発行手続をしてください。

■ 使用していた車両がなくなりました(使えなくなりました)ので、登録を抹消したい。

- ・普通車(251cc以上の二輪):鹿児島運輸支局(050-5540-2089)
- ・軽自動車:軽自動車検査協会鹿児島事務所(050-3816-1761)
- ・126cc~250ccの二輪車:鹿児島運輸支局(050-5540-2089)
- ・125cc以下の二輪車:市町村の担当窓口

■ クレジットカードがなくなりました。

クレジット会社になくしたことを連絡し、新たなカード発行を求めてください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまうと、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。

身分証明証があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。

銀行印がなくなった場合は、届出印鑑変更の手続をとってください。

■ 免許証の有効期間が迫っている。

東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

5 その他の問題

■ 実印や印鑑登録カードがなくなりました。

実印がなくなった場合は、実印として登録できる別の印鑑を準備して、新たに登録をください。

実印が手元に残っている場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続をとり、改めて実印を登録してください。

手続は各市町村の担当窓口にご確認ください。

■ 会社を営していたが、被災したことで、支払いができなくなった。

事業性のローンについても「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」によりローン支払いの免除・減額を受けられることがあります。まずは、弁護士会にご相談ください。

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

鹿児島県弁護士会では、被災された方に対する法律相談を行っております。ご不明な点がございましたら、お気軽に法律相談をご利用ください。詳しくは、弁護士会(099-226-3765)までお問い合わせください。

鹿児島県弁護士会
鹿児島市易居町2番3号
<http://www.kben.jp/>